

平成 31 年 3 月 29 日

瀬戸内市議会議長 原野 健一 様

瀬戸内市議会議員 島津 幸枝

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期 間	平成 30 年 8 月 26 日
研修会名	学童保育の今後の課題 「瀬戸内市の学童保育はどうなる？どうする？指定管理者制度の導入に際して」
開催場所	瀬戸内市中央公民館
研修目的・内容	<p>大阪学童保育連絡協議会の柴田聡子氏を講師に招き、学童保育の指定管理者制度の導入に関する研修を行った。</p> <p>他県・他市の事例をもとに、瀬戸内市の指定管理者制度の進め方や導入後の注意点などについて意見交換し、課題を掘り下げて対応策について共有した。(別紙参照)</p> <p>留意すべき事項としては、</p> <ul style="list-style-type: none">①学童保育が単なる放課後の生活の場だけでなく、子どもの発達・子育てを支援、地域福祉の場として全国で発展している②指定管理者導入となった場合は、今以上に行政・保護者・子ども・地域・事業者の連携を強化し、事業者任せにしないこと。留意すべき点は、保護者や子どもの意見を事業者に伝えきれるよう行政が支援すべき③他市では事業者を大企業に委託するケースもあり、多角経営の場合は赤字の補てんに使われているような実態がある。指定管理者導入後も、経理面でも保護者も行政もチェックする体制を残すべき④契約更新の際、仮にずさんな経営をしている場合は、更新しない勇気も必要⑤有期契約ゆえに他の事業者に代わることもあり、優れた事業者の場合には継続してほしい旨を保護者会から行政に主張しておくべき

所 感

研修を受けて、指定管理者制度導入のメリット・デメリットを認識できた。

メリットでは、保護者運営の場合では、保護者の負担が大きかったものが、大きく軽減出来ることである。

デメリットに関しては、学童の実績がない事業者への委託の場合は、連結決算などで、他の事業の赤字を学童で賄うという事例も紹介されたが、本市の場合は、多角経営の事業者ではないので、その心配はないと確信できた。また、民間事業者の運営となった場合は、保護者の意向が反映されにくいと紹介された。引き続き、運営を監視する機能を保護者会として残すことが大切であることを確認できた。

議会や委員会の場で、事業者任せにしない仕組みをつくらせることが大切だと認識できた。事業者・保護者・地域・瀬戸内市がうまく連携することがスムーズな移行への鍵である。引き続き、保護者・事業者・地域要望をくみとる努力を怠ってはならないと感じた。

また、予算計上・決算承認時には、適切な経理ならびに運営がなされているのか、細かくチェックする努力をしなければならない。

指定管理者の更新時期には、事業者への継続的な運営に十分な配慮は必要であるが、子どもたち、保護者にとって、質・量ともにどうなのかという厳しい視点での判断をする必要性を感じた。

とりわけ、職員のなり手不足に関しては、全国的にも大きな課題のようだ。直営であろうが、民間委託になろうが、根本的な問題解決はなされない。国への処遇改善の要望や、市としてできることを模索しながら、職員の安定的な採用・雇用問題に取り組む必要性を感じた。

最後に、今回の研修では、他市の事例と比較しながら、指定管理者制度導入について学ぶことができた。今後も、引き続き、本市の実情を把握しながら、他市や国の制度改正についても注視し研修を続けたいと考えている。



瀬戸内市の学童保育はどうか？どうする？

指定管理者制度の導入に際して

2018年8月26日(日)

大阪学童保育連絡協議会 柴田

・学童保育の発展は、競争ではなく共同で

民間から直営に

仕様書

④ 関わっています

- ・企業参加には反対
- ・短期での事業者変更の弊害を防ぐ
- ・儲け本位、収益化への歯止めを
- ・行政の役割—委託でも責任は行政にある
- ・保護者会を残す、保障させる
子どものために活動する、要求を束ねる～日常的なものの大事
- ・連絡協議会などのネットワークで市内の学童がつながる
学童保育=市の施策 (市の職員研修
市への要求、少しずつでも大事 ex) 摂津市、大阪狭山市
市内の学童はどの学童も一定の質と内容を
発展の源=交流、比較
- ・学校、地域との関係
学童保育は地域の財産、共同の子育ての場
事業者の社員というより、この地域の指導員

1. 安心な学童保育運営を～行政責任と保護者・住民参加で

① 学童保育とは

- ・子どもの放課後の生活・発達を保障、保護者の就労・子育てを支援
- ・児童福祉法～内容・基準規定、子ども子育て支援法～整備計画
- ・当事者要求に基づき、発展 …発展の源=当事者の要求、交流、つながり
- ・行政施策—行政に保障させる
- ・専門分野—担い手が要=指導員を専門職として育む

② 学童保育の4つの財産(守るべき人・要求主体)と、7つの提言(方法)

大阪府 4つの財産 子ども、保護者、指導員、地域

2. この間の情勢

- ① 学童保育を「市場」とみる動き、行政責任の後退
- ② 民間委託、指定管理者制度の導入

- ① 保護者側がどこかに
- ② 行政側が
- ③ 企業側が

従来との違い

- ・有期契約 3～5年 → (けい続不安を伴う)
- ・企業にも開放

3. 大阪で起きていること—民営化、事業者変更、企業参加

① 収益化 もともと少ない運営費の中で

- ・人件費削減 基本給を下げる、時間数を減らす、配置を削減
- ・活動費の削減 折り紙一枚

② 学童保育の質を決める“指導員”がないがしろに

- ・3～5年 指導員の雇用継続が保障されない、常に雇用不安、雇止め
- ・現場の判断・裁量権が奪われる
新規事業者=学童をわかってない運営者多い
安全管理の名の下の活動規制 (過度の安全管理 → 子どもが行きたくない)
指導員の強制入れ替え 新指導員=子どもの理解ない、居場所失う、体罰
- ・学童保育の質の多くは指導員に蓄積されるのに…
- ・指導員の視点が狭くなる—子どもが育つまち、子育てしやすい地域づくり
瀬戸内市の財産が失われる 折角の視点が失われる

現場の裁量権
がうばわれる

③ 学童保育の発展—共同・交流が失われがちに

- ・情報共有がされない—競争相手
- ・指導員の育ちあいが阻害される 研修、交流、子どもたちの交流行事
- ・保護者・保護者会の要求、思いが低下
保護者会を共同の相手ととらえない、支援しない、
参画機会を奪う、要求をかかない → 実現しない、しなくていいなら…

4. 瀬戸内市の学童保育—指定管理者制度の導入

- ① 公設民営クラブ—すべてに指定管理者制度導入
- ② 運営者

- ・保護者会で運営を継続するクラブ
ぜひ、市の指標に。内容、指導員雇用
運営者と保護者・保護者会の共同、協力を意識
- ・運営者をゆだねるクラブ —良い運営者の選定、改善要求、
- ・運営者のちがうクラブ同士で、対立、距離、ではなく
意識的に交流を—要望、定例交流、行事、ゆるやかなネットワーク
- ・瀬戸内市の学童保育の発展、地域での子どもの育ちにねがいを

③ いま、やっておきたいこと

④ 将来を見通して

- 2期目 指導員=5年以上→無期契約が可能
国の処遇改善事業費の活用を…事業者と共同して

⑤ 事業者との対立はできるだけ避けたい。良い緊張関係での共同を

⑥ ダメだったら、直営へ

箕面市、吹田市の例

5. 学童保育の良さ、期待すること

- ・学童の良いところ、役割を共有して。瀬戸内の学童保育を守ろう、よくしていこう。
- ・不満が出た時、その陰に、頑張っている子ども、保護者、指導員、地域の人がいることを
みつきたい。集団があり、そこでの育ちあいが必ずある。
- ・失いたくないもの—文化：人間がコミュニケーションで作り出す世界

更新
評価
外部